

男女共同参画関連施設の 啓発事業を「教育化」する意義

Gender Equality Promotion beyond Dichotomy between Education and Enlightenment

富永 貴公 池谷 美衣子

TOMINAGA Takahiro, IKEGAYA Mieko

Abstract

This paper describes the significances and possibilities of enlightenment provided by gender equality promotion centers after Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) in 1979. Toward the ratification of CEDAW in 1985, Japanese government needed domestic law's development. After Basic Act for Gender Equal Society in 1999, local facilities for women across the country were renamed into gender equality promotion center. In gender equality promotion network among those centers, National Women's Education Center of Japan (NWEC) has continually taken a leading part. NWEC is under the jurisdiction of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), however, local gender equality promotion centers are under general administrative. Although their programs are regarded as enlightenment, local residents could experience those as discovering their new life and society. Those regarding work-life-balanced in education sector shows those are based on three points; substantial balance between work and life, the importance of rooting on local life and developing local communities.

はじめに

小論の目的は、男女共同参画関連施設¹、および、そこで行われる事業について、女子差別撤廃条約批准以降の展開における位置づけを整理し、多くが一般行政の啓発事業として行われるそれらの視点を検討することである。

啓発は、その提供主体が一般行政であることから、教育行政による教育事業と区別される。確かに、教育委員会の独立、教育の「非政治化」は、教育の「生活化」と同様に、戦後教育のなかで追求されてきた価値である。しかしながら、「生活化」を求める教育がまさに政治的な関係を内包して展開されてきたように（富永他、2016）、教育を一般行政・首長部局から独立させたとしても、日常的な教育の場が紛れもなく政治的な諸関係のなかで成立、あるいは不成立してきたことは、たとえば、東京都立七生養護学校（現特別支援

学校)や府中青年の家(現在は閉鎖)における教育をめぐる事件などから了解できる。教育も啓発も、いずれにしても政治と無縁ではない。

他方、男女共同参画社会基本法を契機として教育行政から一般行政へと多くが移管された男女共同参画関連施設の啓発事業について、それらの教育・学習としての検討(下村他、2005)が行われたが、以降、その啓発事業は、男女共同参画をめぐる政治的な状況の変化のなかで「意識啓発」の枠内にとどまり、女性問題学習やジェンダー問題学習を展開してきた社会教育行政との関係は問われないうちに今日に至るように思われる。男女共同参画社会基本法の制定から20年を経過しようとする今日、事業の提供主体をめぐる議論を前にして、男女共同参画関連施設における啓発事業のもち得る教育としての意義とその方途は十分に検討されてきたとは捉え難い。

男女共同参画関連施設における事業を検討する近年の研究として、たとえば、浅野富美枝(2016)は、3.11以降の被災地における復興に女性、および、男女共同参画の視点が不可欠であること、そこには地域の女性たちのエンパワーメントを担ってきた女性団体が意義をもつこと検討している。また、須藤八千代・土井良多江子(2016)は、災害時の女性たち、移住女性たちなど、男女共同参画関連施設で行われる相談事業を検討する。さらに、内藤和美・山谷清志(2015)では、男女共同参画推進事業の効果に対する評価の実際が検討されている。いずれも男女共同参画関連施設、および、地域における男女共同参画関連団体に着目してその意義や評価を論じており、教育行政との関連や教育としての意義といった小論の視点とは異なる。

具体的に、小論では、女子差別撤廃条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定に立ち返ってそれらの理念的な特徴を整理したうえで、社会教育行政のもとで行われる男女共同参画関連事業として、ワーク・ライフ・バランスを学習課題とする事業を検討し、その教育や学習としての意味が、男女共同参画関連施設における事業にどのような価値をもち得るのかを考察する。

なお、小論は、「はじめに」、および、1、2、4節を富永、3節、および、「おわりに」を池谷が分担のうえ執筆を行う。

1. 女子差別撤廃条約の批准をめぐる国内の変化

1) 国際的な人権秩序の形成と女子差別撤廃条約の採択

1979年に国連総会で採択され、1981年に発効した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)は、多様な性差別の撤廃を基本理念とするが、同条約は、それまでに重ねられた国際的な人権をめぐる規範づくりを基盤としている。第二次世界大戦後の国際秩序再編のなかでは、たとえば、国際連合憲章の前文で確認された「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」とそれにもとづく女性の地位委員会の設立、1948年に国連総会で採択された世界人権宣言と国際人権規約など、女性の人権保障が対象化されてきた。

さらに、1967年の女子差別撤廃宣言は、確かに、時代に拘束された限界はありながらも、かねてからの女性の人権保障から性差別の是正へと転換をみせた。すなわち、「女子

に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」(1条)として、男女の「同権」を謳い、女性の人権を求めることから、社会の「慣習・慣行」にまでせまり、現存する性差別を積極的に解消する必要を示したのである。

同宣言採択と同時に、1975年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」とし、とりわけ、1975年には初の世界女性会議がメキシコで開催され、女子差別撤廃条約の実現が優先的に行われるべきことが確認された。コペンハーゲン(第2回、1980年)における会議では同条約の署名式が行われ、以降、世界女性会議は、ナイロビ(第3回、1985年)、北京(第4回、1995年)で継続して開催された。

日本を含む64カ国が署名した同条約の前文では、国際連合憲章、国際人権宣言などといったそれまでの取り決めにも関わらず、「女子に対する差別が依然として広範に存在していること」にもとづき、「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置を取ることに」の決意が示された。人権保障から性差別の撤廃へ、さらには、形式的な平等から実質的な平等へとその目指される方向が深められた。このことは、同条約の第5条が、いわゆる、性別特性論もまた差別の一形態であり得ることを示したことから了解できる。

さらに、女子差別撤廃条約は、締約国の差別撤廃義務(第2条)、報告制度(第18条)とそれをモニターする女子差別撤廃委員会の設置を定めている。この政府による報告の公表と同委員会の勧告を通じて、国内の状況が国際的な視野で相対化されるとともに、性差別の現状に関わる国内での議論が促される意義をもってきたのである。

2) 男女共同参画社会基本法に至る国内の変化

1980年、コペンハーゲンで開催された世界女性会議における署名から、1985年の批准に至る5年のあいだ、日本は、女子差別撤廃条約の規定に抵触する国内の法整備を行う必要があった。それは、たとえば、国籍法の改正、男女同一の賃金のみを規定する労働基準法を超える立法である。それらによって、女子差別撤廃条約第9条の1項の規定に抵触する国籍法の父系血統主義から父母両系血統主義への変更、同条約第11条に対応するべく、雇用の場の採用や昇進などにも関わる性差別の是正を企図する「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定があった。

また、日本政府の報告に対する女子差別撤廃委員会の審議を通じて、1991年、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児休業に関する法律、1995年の改正で育児・介護休業法)が制定され、ILO 156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の批准に至った。これらのことは、先の男女雇用機会均等法による雇用労働における性差別禁止とあわせて、男性の育児・介護を含む家事労働の保障をするものであり、現実が未だ追隨していないとはいえ、性別によって固定的に分担される雇用労働と家事労働のあり方を是正する意味をもった。

このような女子差別撤廃条約批准に向けて、あるいは、批准以降の女子差別撤廃委員会における審議、および、勧告を受けて行われた法的な整備の一方で、同条約が国内的な議論を喚起するも、直ちに合意が形成されなかったものとして、高校家庭科女子のみ必修をはじめとする教育の機会均等がある。たとえば、共学の選択履修科目として戦後始められ

た高等学校における家庭科は、その後、女子差別撤廃条約以前の1974年に女子のみ必修科目となった。このような状況のなか、同条約批准に向けて、とりわけ、第10条の規定に反するとする議論があったが、家庭科の男女共修が実現したのは、中学校で1993年、高等学校で翌年1994年である。

また、女子差別撤廃条約第2条は、「男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること」、「女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること」を締約国に求める。しかしながら、雇用の分野における男女雇用機会均等法のみで、より包括的な性差別の是正に関わる法的な基盤は存在しなかった。このなかで、1995年に北京で開催された世界女性会議において採択された「北京宣言・北京行動綱領」が「自国の行動計画」策定を国際的に要請したことを受け、1999年、男女平等の実現に向けた法的基盤である男女共同参画社会基本法が制定された。

この男女共同参画社会基本法はあくまで基本的な方針を示すものであり、先の女子差別撤廃条約第2条、すなわち、「女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置」という規定に適合的かは立法段階からの議論がある。しかしながら、男女共同参画社会基本法が、雇用の場のみならず、家庭生活における男女の固定的な役割分業を対象化し（第6条）、「積極的改善措置」、いわゆる、ポジティブ・アクションを規定したこと（第2条の2項）は特徴的である。さらに、男女共同参画社会基本法第9条を受け、地域社会のなかで生活する人々の実態に根ざした独自の条例や行動計画を策定し（第14条）、彼女ら、彼らによる主体的な男女共同参画社会づくりが期待されてきたと言える。

国際的に形成されてきた人権秩序のもとで生まれた女子差別撤廃条約の批准に向けて行われた国内の法や制度の整備、喚起された議論を踏まえ、男女共同参画社会基本法制定以降には、地域社会の実態とそこで生きる人々の生活に根ざした新たな公共性の創出が目指されてきた。このことは、そもそも女子差別撤廃条約が、幾多の人権保障を求める文書によっても実現されなかった実質的な平等を求めたこと、その実現をまた、各国の状況把握とそれにもとづく国内の議論に期待したことと重なる。男女共同参画社会基本法がその第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」としたことを受け、全国の地方自治体は男女共同参画関連部局、および、その拠点となる施設を設置し、その「広報活動等」を行なっている。

2. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みと「脱教育化」

1) 国立女性教育会館を中心とする女性関連施設ネットワークの形成

1975年の「国際婦人年」を受け、1977年、文部省（当時）が女性教育を専門とする拠点の必要から国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）を設置した。「国連婦人の10年」のあいだに、全国では地方自治体主導で女性関連施設の設置が行われ、国立婦人教育会館を中心とする全国的なネットワークが形成されるようになる。

しかしながら、そのネットワークは所管や管理運営の主体に関わって、極めて多様な施設から構成された。このような女性関連施設の内実について、伊藤静香は、5つ、すなわち、①「戦後に民間女性グループが地方教育委員会の支援をうけ設置した婦人会館系」、②「国際婦人年」を契機とする国内行動計画によって地方自治体が設置した文部省系の「婦人（女性）会館」、③「女性センター」、「男女共同参画センター」、「男女共同参画推進センター」、「男女平等参画センター」などの名称で設置されている「内閣府系の男女共同参画施設」、④「勤労婦人センター」、「働く婦人の家」と呼ばれる男女雇用機会均等法により設置が努力義務とされた「厚生労働省系」の施設、⑤農林水産省補助事業として設置された「農村婦人の家」と呼ばれる「農林水産省系」の施設に分類している（伊藤、2015、P.P.37-38）。

この分類のなかで、国立女性教育会館は②、すなわち、「国際婦人年」を契機とする女性教育施設の系列にあるが、1999年の男女共同参画社会基本法以降、ネットワーク全体を女性「教育」施設とすることはできない。むしろ、教育委員会から一般行政へと移管された②を含む③「内閣府系の男女共同参画施設」が中心である。

国立女性教育会館がそのウェブサイトで公開している「女性関連施設」データベースには、総数503件の登録施設があるが、施設種別は「女性／男女共同参画センター」と「働く婦人の家」の2種類があり、それぞれ374件、129件が登録されている。これらは、前者に伊藤による分類の①、②、および、③が含まれ、後者には④が該当する。なお、伊藤の分類⑤、すなわち、「農村婦人の家」に該当する施設は、同データベースの登録施設には管見の限り見当たらない。

総数503件のうち、教育行政によって所管されている施設は69件に過ぎず、首長部局が353件で全体の7割を占める（表1参照）²。このような女性関連施設から男女共同参画関連施設への変遷には、国際婦人年における女性教育への希求が、男女共同参画社会基本法のなかで「脱（社会）教育（行政）化」される過程をみるのできるのである。

2) 男女共同参画推進における「脱教育化」の問題点

日本が女子差別撤廃条約批准に向けた整備を行っていた1982年から1987年のあいだに国立女性教育会館の館長を勤めた志熊敦子は、戦後の女性教育について、以下の4期に時期を区分し、その特徴を整理している。それらは、啓蒙として行われた「婦人に対する教育」の第1期（1945～1960年）、「自ら考え学ぶ婦人」たちが登場した第2期（1960～1975年）、「国際婦人年」を契機とする女性問題学習のなかで「自ら学び行動する女性たち」の第3期（1975～1990年）、そして、男女共同参画社会の実現に向けて展開された女性たちのエンパワーメントとしての教育・学習の第4期（1990年～）である（志熊、1997）。

志熊の整理における第4期中には、第4回の世界女性会議が開催され、女性のエンパワーメントが課題として注目された。同会議で採択された「北京宣言・北京行動綱領」では、「貧困の女性化」が世界規模で拡大するなかで、新しい社会システムや経済社会の発展のオルタナティブが求められ、そこに女性たちが参画するためには女性たちのエンパワーメントが不可欠であることを確認している。このような北京会議におけるエンパワーメントについて、金井淑子は、「『女性が当事者として自らの問題解決のために力をつけること』という含意において」理解されるべきであり、「自らが当事者として決定権のある

表1 全国の女性関連施設総数と施設種別・所管部局

都道府県	総数	施設種別		所管部局				
		女性／男女共同 参画センター	働く婦人の家	教育	首長	その他	不明	
北海道	20	13	7	5	8	1	6	
東 北	青森県	7	4	3	5	1	1	
	岩手県	7	2	5	1	5	1	
	秋田県	20	14	6	4	12	1	3
	宮城県	5	4	1	2	3		
	山形県	6	3	3	1	5		
	福島県	5	4	1		5		
関 東	茨城県	12	7	5	1	9	1	1
	栃木県	8	6	2	2	6		
	群馬県	3	2	1	1	2		
	埼玉県	26	24	2	2	23		1
	千葉県	14	13	1		11		3
	東京都	47	47			37	6	4
	神奈川県	12	12		1	9	1	1
中 部	山梨県	10	4	6	1	8		1
	長野県	22	9	13	7	9		6
	新潟県	12	9	3	4	8		
	富山県	10	4	6	2	3		5
	石川県	9	4	5	4	3	1	1
	福井県	9	4	5		8	1	
	静岡県	7	7		1	6		
	愛知県	14	12	2	3	8	1	2
	岐阜県	9	6	3	2	7		
近 畿	三重県	4	3	1		4		
	滋賀県	7	6	1		5	1	1
	京都府	13	11	2		10		3
	大阪府	32	31	1	4	25	1	2
	兵庫県	23	21	4	2	22		1
	奈良県	6	5	1		5		1
	和歌山県	3	3			3		
中 国	鳥取県	6	6			5		1
	島根県	7	5	2	1	4		2
	岡山県	11	8	3		10		1
	広島県	4	4			3		1
	山口県	6	3	3		6		
四 国	香川県	9	2	7	3	2		4
	愛媛県	3	3			3		
	徳島県	6	5	1	1	3		2
	高知県	5	3	2	2	1		2
九 州	福岡県	27	17	10	4	21		2
	佐賀県	4	2	2	2	1		1
	長崎県	10	7	3	4	5		1
	熊本県	9	5	4	2	6		1
	大分県	5	4	1		3	1	1
	沖縄県	7	6	1		6		1
(総数)	503	374	129	69	353	17	64	

場面へ参画して発言権を行使していくこと、そのための生涯学習権が課題となっているのである」と述べている（金井、1998）。飯島絵理はまた、男女共同参画関連施設における女性たちの起業支援の意義を検討し、その「地域経済の活性化のための利潤追求を最優先せずに、女性のエンパワーメントに重きを置いている点」こそが、「経済的エンパワーメントに向けた女性の学習」の特徴であるとしている（飯島、2016）。男女共同参画関連施設は女性の学習、さらに、その経済的なエンパワーメントのみならず、地域における男女共同参画推進の拠点であるが、まさにその女性のエンパワーメントこそが、地域における男女共同参画推進には不可欠であると捉えられている。

このような男女共同参画関連施設における女性たちのエンパワーメントに向けた学習は果たして、先に述べた「脱教育化」を乗り越えるものであるだろうか。たとえば、矢口悦子は、「トップダウン」で推進された男女共同参画のなかで、「女性政策があまりに政治的な力に対して弱く、センターの「設置やその事業も時々の政治状況によってあまりにも軟弱に変化しすぎる」ことへの不安から、男女共同参画関連施設を「自分たちの社会にとってなくてはならない、性差別克服のための拠点施設へと鍛えなおしていく」ために、住民集めの「啓発」、サービスの対象としての地域住民、「お客様」という捉え方が、「主体として『私たちの場』を利用し、専門的な支援を受けながら学び、活動を創造し、発信していきたいと願っている女性たちの力を奪いかねない」と指摘している（矢口、2005）。

さらに、村田晶子は「専門家」がその「知識」を「一般の人」に与えるという啓発事業の問題、そのような事業を行政施策として推進することの問題を指摘している（村田、1985）。男女共同参画が、まさに政治的な課題であるがゆえに、地域において、住民である学習者によって共同で学ばれ、地域の公共性として創られるべきものであるとすれば、それが行政による啓発として行われてしまうことへの異議申し立てである。

神田道子によれば、男女共同参画社会基本法とそれに伴う男女共同参画関連施設の一般行政部局への移管は、「女性の社会参加」のための学習のみならず、男性の働き方・生き方の問い直しを含む「男女共同参画」への移行という「画期」を生み出したのであるが、そのなかでも、女性たちの人材育成に資する学習が求められるのであり、そこで「学習者自身が把握した社会的課題の解決にとりくむために必要な組織化された学習機会を提供し、支援を行なっていく」社会教育の役割は大きいとしている（神田、2011、P.12）。このような社会教育の意義は、教育事業のみならず、男女共同参画関連施設における啓発事業においてもまた、不可能ではないはずであり、このことは、男女共同参画関連施設における啓発事業の「(社会)教育化」を求める。

3. ワーク・ライフ・バランスをテーマにした教育・啓発事業の展開と学習

前節までを踏まえて、本節では、男女共同参画推進にむけた男性の働き方・生き方の問い直しを含む取り組みとして、ワーク・ライフ・バランス関連事業に着目する。2007年に政府・労働者代表・使用者代表が合意した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスとは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて

も、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」と定義される。男女ともに家族的責任を果たしながら働くことを可能にする社会を目指すという点で、ワーク・ライフ・バランス推進は、性別によって固定的に分担される雇用労働と家事労働の是正をめざす男女共同参画推進と深く関連するものとして理解される。

1) 男女共同参画関連施設におけるワーク・ライフ・バランス関連事業

男女共同参画推進において、ワーク・ライフ・バランスが明記されるのは、第3次男女共同参画基本計画（2010）からである。第1次（2000）および第2次男女共同参画基本計画（2005）でも「仕事と家庭生活の両立支援」などの表記はあるが、その中心は働く女性を対象にする両立支援であった。しかし、ワーク・ライフ・バランスの登場によって、男女共同参画基本計画において男性の働き方の見直しが強調されるようになってきている。

では、全国の男女共同参画関連施設において、ワーク・ライフ・バランスをキーワードにした事業はどの程度開催されているのか。ここでは、国立女性教育会館（NWEC）が提供する女性関連施設データベースの「実施事業検索」を利用して、その動向を把握する。「実施事業検索」では、実施事業データ項目である「事業名、事業分野、対象者、事業のねらい、プログラム、講師名、実施年月日等」のいずれかに、「ワーク・ライフ・バランス」という用語を含む事業を抽出した。なお、「ワーク・ライフ・バランス」は、政策上は「仕事と生活の調和」と和訳されており、かつ「ワークライフバランス」と一語としても表記されることから、本稿ではこの3つの表現を同義で扱う（以下、ワーク・ライフ・バランス関連事業と表記）。対象期間は、データベース上最も古い1998年度から、事業総数より入力が完了していると判断できる2014年度である³。

図1に、全国的なワーク・ライフ・バランス関連事業数の推移を示す。男女共同参画関連施設において、「ワーク・ライフ・バランス」を用いた事業の初出は2003年であり、2014年までの11年間で、ワーク・ライフ・バランス関連事業は全国で1,273事業実施されている。2007年度から2008年度にかけての急増は、既述のワーク・ライフ・バランス憲章の

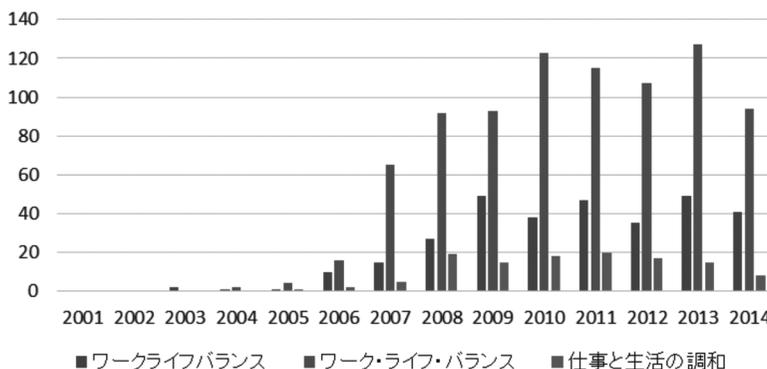


図1 男女共同参画関連施設におけるワーク・ライフ・バランス関連事業数の変化

合意（2007年）の影響と考えられる。ワーク・ライフ・バランス関連事業が最多となるのは、2013年度（191事業）で、この年度の全国男女共同参画関連施設の総事業数（2,651事業）の7.5%を占めるようになった。年度による増減はあるものの、2007年度以降は一定数で推移しており、男女共同参画行政による事業として、ワーク・ライフ・バランス関連事業には定着傾向が認められる。

次に、ワーク・ライフ・バランス関連事業の事業分野分類について検討する。これに先立って、男女共同参画関連施設の事業全体の傾向を確認すると、2004年度から2013年度にかけて、全国の男女共同参画関連施設でおこなわれた事業総数の実数は、33,194事業である。データベースでは、この各事業について事業分野が登録されており、複数回答であるため、事業分野で登録された事業は延べ74,366事業となる。ここから、平均で1事業が2.24事業分野に登録されており、男女共同参画関連施設の事業が複数の分野や目的にまたがって企画実施されている状況が了解される。

では、男女共同参画関連施設の事業はどの分野の割合が多いのだろうか。全事業分類（延べ74,366事業）を100%とした場合の、18分野別の登録割合を、表2に示す⁴。全事業の16%が「男女共同参画」に登録されており、そのあとに「こころとからだの健康」（9%）「就業・キャリア・チャレンジ支援」（9%）、「家族問題」（8%）「少子・高齢化問題」（8%）、「女性の人権」（6%）「趣味」（6%）と続く。

以上を全体の傾向として踏まえたうえで、次に、ワーク・ライフ・バランス関連事業に限ってその特徴を見ていく。2003年度から2014年度に実施されたワーク・ライフ・バラ

表2 全事業を対象にした事業分類（割合）

	事業分類名	分類事業数	割合
1	男女共同参画	11,553	16%
2	こころとからだの健康	6,489	9%
2	就業・キャリア・チャレンジ支援	6,364	9%
4	家族問題	5,952	8%
4	少子・高齢化問題	5,581	8%
6	女性の人権	5,476	7%
6	趣味	5,035	7%
8	男性への男女共同参画意識の浸透	3,812	5%
8	社会・福祉	3,790	5%
8	市民活動・グループ活動支援	3,631	5%
8	自己表現・文化表現	3,594	5%
12	男性の生活自立	3,257	4%
13	リーダーシップ養成	1,943	3%
13	ICT・パソコン関連	1,915	3%
15	労働事情	1,754	2%
15	スポーツ	1,738	2%
15	国際問題・国際交流	1,275	2%
15	その他	1,207	2%
	分類事業数計（延べ）	74,366	100%

（総事業実数）

33,194

ンス関連事業（実数合計1,273事業）は、事業分野登録として延べ4,101事業、1事業あたり平均3.22分野の登録となっており、事業全体よりも多い。ここから、ワーク・ライフ・バランス関連事業は、より複数の事業分野や目的と重なって企画実施されていることが指摘される。

表3に、ワーク・ライフ・バランス関連事業の全事業分類（延べ4,101事業）を100%とした場合の、18分野別の登録割合を示す。全事業の20%が「男女共同参画」に登録されており、これが最多であることは全事業の傾向と同一である。ワーク・ライフ・バランス関連事業の場合は、そのあとに「男性への男女共同参画意識の浸透」（10%）「就業・キャリア・チャレンジ支援」（10%）が続き、次いで「少子・高齢化問題」（9%）「労働事情」（9%）、「家族問題」（8%）、「男性の生活自立」（7%）となっている。

ワーク・ライフ・バランス関連事業の特徴としては、まず、全事業では8番目になっていた「男性への男女共同参画意識の浸透」が2番目になっていることが指摘される。「男性への男女共同参画意識の浸透」に関わる事業として、たとえば足立区女性総合センターが1990年・1991年に実施した「男性改造講座」など、一方的な知識の教授による意識啓発にとどまらない、参加者の共同的な学びを伴う教育実践の蓄積がある一方で、女性の社会参加のための学習を中心にしてきた男女共同参画関連施設にとって、男性を対象にした事業は必ずしも広がりを見せてこなかった（足立区女性総合センター、1993）。既存の事業では取り組みが難しかった課題へアプローチすることが可能なテーマとして、ワーク・

表3 ワーク・ライフ・バランス関連事業を対象とした事業分類（割合）

	事業分類名	分類事業数	割合
1	男女共同参画	822	20%
2	男性への男女共同参画意識の浸透	423	10%
2	就業・キャリア・チャレンジ支援	410	10%
4	少子・高齢化問題	378	9%
4	労働事情	370	9%
6	家族問題	344	8%
7	男性の生活自立	281	7%
8	社会・福祉	186	5%
9	こころとからだの健康	184	4%
9	女性の人権	174	4%
11	市民活動・グループ活動支援	123	3%
11	リーダーシップ養成	110	3%
11	自己表現・文化表現	107	3%
14	趣味	80	2%
15	国際問題・国際交流	49	1%
15	その他	28	1%
15	スポーツ	21	1%
18	ICT・パソコン関連	11	0%
	分類事業数計（延べ）	4,101	100%

（総事業実数）

1,273

ライフ・バランスが一定の新しさを有していることが看取される。

次に、ワーク・ライフ・バランス関連事業では、全事業で15番目であった「労働事情」が4番目になっていることも特徴的である。これまで、男女共同参画関連施設では、結婚や育児を機に離職した女性を対象に、起業支援や再就職支援に関する事業が推進されてきた。「就業・キャリア・チャレンジ支援」分類がそれにあたり、「こころとからだの健康」と合わせて、総事業の2番目にあたる。ワーク・ライフ・バランス関連事業においても、「就業・キャリア・チャレンジ支援」は2番目に位置づいている。しかし、結婚・育児による離職の理由や背景に迫るような「労働事情」を知る事業は、男女共同参画関連施設では盛んだったとは言いがたい。労働と生活の双方を射程に収めるワーク・ライフ・バランスが登場したことにより、男女共同参画行政が労働の現状やその問題を学ぶ事業を提供することがより可能になったのである。これは、労働に関する学習機会の創出が、労働行政ではなく男女共同参画行政からも可能であることを示しており、男女共同参画行政が総合的、かつ、拠点施設をもつがゆえの強みであるといえる。男女雇用機会均等法による雇用の場での男女平等の希求だけでなく、男女共同参画基本法が家庭生活の場での男女平等を求めたことによって、逆に「労働事情」に関する事業が活性化したことは、女性差別を是正していく上で労働と生活の両面を含めることが不可欠であることを示唆している。

以上より、男女共同参画行政が行う事業から、以下の3点が明らかになった。第一に、男女共同参画行政の事業において、ワーク・ライフ・バランスが一つのテーマとして定着しつつあることである。第二に、ワーク・ライフ・バランス関連事業は、それ以外の事業に比べてより複数の事業分野に分類されており、多面性のある課題として位置づけられることである。第三に、ワーク・ライフ・バランス関連事業の展開が、これまで積極的に展開されていなかった「男性の男女共同参画意識の浸透」「労働事情」の事業分野に関する取り組みの層を厚くしていることである。

もっとも、ワーク・ライフ・バランスもまた、政治的な力を受けてトップダウンで推進されている政策であり、男女共同参画行政がおこなうワーク・ライフ・バランス関連事業も「啓発」にとどまっている可能性は大きい。しかし少なくとも、男女共同参画行政が提供しはじめたワーク・ライフ・バランス関連事業によって、現代的課題への新しいアプローチが広がってきており、女性の社会参加のための啓発事業にとどまらず、男女共同参画に向けた啓発事業への展開可能性が指摘される。

2) 社会教育施設におけるワーク・ライフ・バランス関連事業

一方で、政策課題であるワーク・ライフ・バランスを取り上げるとき、教育行政であっても、その学習の場によっては「啓発」になりうる。したがって、啓発にとどまらない教育事業とするためにどのように事業を展開するかは、一般行政と教育行政の共通の課題となるはずである。そこで次に、社会教育施設におけるワーク・ライフ・バランス関連事業を取り上げ、そこでの学習の内実について考察する。

現在、社会教育施設、特に公民館や地域学習施設について、その施設や事業を全国的に網羅するデータベースは存在していないため、男女共同参画関連施設のような量的把握はできない。そこで、ここでは公民館で行われたワーク・ライフ・バランス関連事業を事例として取り上げる。具体的には、2013年に国立市公民館の主催講座で実施された、全7回

の連続講座「ワーク・ライフ・バランスの生き方デザイン」である(池谷他、2015)。

教育事業として考察するにあたって、講座の特徴を4点指摘する。特徴のひとつは、講座の企画者が企画実施までの間に共同研究に取り組んでおり、過去2年にわたって同様の講座を企画実施してきたこと、その背景には、企画者自身がそれぞれにワーク・ライフ・バランスに関して課題を抱えており、企画者にとって当事者性の強い学習課題であったことがある。特徴の2つは、限られた講座の中ではあるものの、参加者間の話し合いの時間を意図的に確保した構成になっていることである。全7回のうち、外部講師による講義は2回で、残り5回はファシリテーターをつとめた講座企画者からの話題提供をもとに、参加者間の話し合いを中心に進行している。特徴の3つは、参加者の属性が多様であったことである。参加者26名は、20代～60代で、企画者と同じ30代～40代が中心であった。男女比はほぼ同数であり、複数の夫婦参加があった。また、独身男女や、シングルマザー、単身赴任中の男性など、夫婦・家族単位を想定して設定されがちなワーク・ライフ・バランス関連事業のなかでは、多様な属性であったといえる。職業や立場も、専門職、会社員、教員、派遣労働、専業主婦・主夫などであり、過重労働による転職経験者が複数いるなど、普段はあまり交わることのない属性・背景をもった参加者が集まった。特徴の4つは、毎回の講座内容と感想をまとめた「講座通信」を発行し、かつ『卒業文集』と称して講座を通じた感想や学びを学習者が執筆し、共有していったことである。以下、それらに掲載された学習者の声をひろいながら、ここで展開された社会教育的な学習の内実を検討する。

「啓発」には、専門家が一方的に知識を教授したり、新しい規範を教えるという意味がつきまとう。しかし、この講座では、多様な参加者が対話を重ねることで、ワーク・ライフ・バランスについて利害をめぐる対立が講座内で表面化した。たとえば、講座の中で、ワーク・ライフ・バランス推進に関する疑義が投げかけられる。

ワーク・ライフ・バランスが広まると、(育児休業や短時間勤務など休む人が増えるため—引用者注)休まず働く人の残業が増えるようなことにはならないでしょうか？ワーク・ライフ・バランスが広まると、非正規は一段と増えるようなことにはならないでしょうか？(「育休で休むわたしは正社員、代わりのあなたは派遣社員」)(30代男性独身)

また、「啓発」が個人の意識啓発を想定するのに対して、個人の意識を変えることによって課題を解決しようという方法への疑義も示された。ある学習者は、ワーク・ライフ・バランスは個人の意識の課題というよりも、自分の周囲の人達との関係性の課題として捉えなおしている。

「ワーク」よりももっと「ライフ」にあたる時間を確保したいと思っても、それは自分の中の「ワーク」とのバランスを取るというよりは、配偶者や上司との人間関係のバランスを取るという感覚に近いのではないのでしょうか。だって、頑固な家族や理解のない上司に囲まれて、自分だけでワーク・ライフ・バランスをとろうと思っても、つらくなるだけでしょうか？(30代女性既婚、文集)

学習講座を重ねた結果として、学習者たちは、新たな知識や規範を個人に対して「啓発」するだけでは、新しい規範によって発生する別の利害や対立を調整できないことを看取り、利害や対立を調整していくためには、当事者の意思表示や関係者間での対話が必要であることを語っている。個人の意識啓発や個人単位への啓発では、その状況におかれた個人がますます「つらくなるだけでしょう？」という指摘は、示唆的である。

一方で、政策課題を取り上げることが、常に啓発にとどまるわけでもない。学習講座を通じて、政策課題と自身の生活課題が交差していったことを、「自分ごとが社会ごとになる」「とてもしっかりと理解できる」と学習者は表現する。

こうした（受講者それぞれの—引用者注）固有の生活が集まって「社会」が成り立ち、語られているんだと気づいて初めて、私自身の生活（＝自分ごと）を世間でワーク・ライフ・バランスとして語られているもの（＝社会ごと）に結び付けて考えることができるようになったのです。（30代女性既婚、文集）

ワーク・ライフ・バランスの考え方が、社会の変化や要請から起こっているとしても、そしてそれがいかに統計的な数字に裏付けられているとしても、日々の生活にとってリアルな行動にはつながりにくい。しかし、その本質が、自分の日々の仕事、家庭、趣味、友人、そんな「コト」に満ちた周辺環境との均衡を保つことであり、また、それらをジャグリングするように「落とさずに」回していくことである、という場合、それはとてもしっかりと理解できる考え方だと思いました（40代男性既婚、講座通信）

以上、社会教育施設でのワーク・ライフ・バランスに関する講座から、教育事業としての学習成果の一端を見てきた。ここから、社会教育施設においては、個人を対象にした「啓発」による解決ではなく、その課題や葛藤を他者との関係や集団の中に置きなおし、利害調整を含む対話を重ねる場づくりや、日常に根ざす生活課題と政策課題とが学習者のなかで結びつくような学習過程をつくることなどを通じて、ワーク・ライフ・バランス関連事業が教育的な働きかけとして展開しうることが示された。社会教育が蓄積してきた、学習の場で生起する学習の内実をとらえる手法や、そのような学習を可能にする事業の企画や構成に関する教育的で専門的な知見は、一般行政による啓発事業にも十分に援用可能であり、「脱教育化」の進む男女共同参画において社会教育が果たしうる役割として指摘されるものである。

ただし、このことは、逆説的に、社会教育行政で行われたという理由で、無条件に教育事業といえるわけではないことも意味する。一般行政が行う事業が啓発であり、教育行政が行う事業が教育であるという区分、さらにいえば、社会教育研究の対象が教育行政の行う事業であるという区分は、今日では形式的なものになっている。その意味で、男女共同参画の「脱教育化」が社会教育のあり方に問うものは大きい。

4. 男女共同参画関連施設における啓発事業の「教育化」

これまで、「国際婦人年」、女子差別撤廃条約批准、男女共同参画社会基本法制定といった流れのなかに男女共同参画関連施設で行われる啓発事業を位置づけ、それがまさに、一般行政への移管を伴う「脱教育化」として特徴づけられることに対し、男女共同参画社会づくりにおける今日的な課題としてのワーク・ライフ・バランス関連事業における教育の意義を検討してきた。以下では、男女共同参画関連施設における啓発事業を「教育化」する意義とその方途を検討する。

1) ワークとライフの実質的なバランスをとる

女子差別撤廃条約は、かねてからの国際的な人権秩序の形成に対し、男女間の形式的な平等から実質的な平等を求めるものであった。その求めはまた、日本国内における法整備、すなわち、国籍法の改正と男女雇用機会均等法の制定をもたらした。

とりわけ、男女雇用機会均等法はその後も改正を重ねており、女子差別撤廃委員会の勧告もあることから、確かに、未だ女子差別撤廃条約の理念を具現化する段階にある。しかしながら、30年の経過のなかで、日本国内における労働と生活はかつてとは異なり、実質的な平等の方へと進められてきたと評価し得るはずである。

このなかで、2007年のワーク・ライフ・バランス憲章は、女性の両立支援に止まらない、男性の働き方・生き方の変化をもたらす転機となり、先に述べたように、全国の男女共同参画関連施設では多くのワーク・ライフ・バランス関連の事業が展開されてきた。それらの内実については必ずしも明らかではないが、社会教育の場におけるワーク・ライフ・バランス関連講座の検討を通じて、学習者のワークとライフの経験にまで迫り、その実質的なバランス、あるいはアンバランスを対象化する事業が展開し得ることを確認した。

このことは、ワーク・ライフ・バランス憲章が政労使三者の合意のもとで生まれたことに関わって、働き、生きる人々がワークとライフに何を期待し、どのような実質的なバランスを求めるかについての議論を求める。「ワーク・ライフ・バランスが必要だ」と喧伝することから一歩進んだ場所こそが、ワーク・ライフ・バランスを実質化する。

さらに、このワーク・ライフ・バランスの追求には、戦後、ワークとライフの二者選択を迫られた女性たちのための両立を求める声とその支援、さらに言葉を足せば、ワークが男性に、ライフが女性に固定化されてきたことと、そのなかには経験される「生きづらさ」があったこと、つまりは、ワークとライフには非対称な権力関係があること、それを乗り越えるような取り組みがあったことを前史とすることは、その事業のなかでも度々確認されるべき点である。このことが、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の理念を生活現実に活かし、男女共同参画社会づくりとしてのワーク・ライフ・バランスの追求を可能にすると考えられる。

2) 地域住民の生活に根ざす

先に検討した社会教育の場におけるワーク・ライフ・バランス関連講座では、地域住民

である学習者の生活がまさに、その学習の対象となることによって、他の誰かの生活ではなく、当事者である「私」とその身近な他者との関係が学習の課題や内容とされたと言える。ワークやライフは、日本国内ですべからく一様なあり方を示すのではなく、人々がある、その地域を舞台として多様な様相を呈している。ワーク・ライフ・バランスを課題とする教育事業は、個々のワークとライフ、それを身近で共有する他者との関係を相対化し、いかようにバランスを切り拓くのかを考える機会を提供しているのである。

このことは、実際の講座参加者の声から確認することができた。たとえば、「頑固な家族や理解のない上司に囲まれて、自分だけでワーク・ライフ・バランスをとろうと思っても、つらくなるだけでしょう？」や「自分の日々の仕事、家庭、趣味、友人、そんな「コト」に満ちた周辺環境との均衡を保つことであり、また、それらをジャグリングするように『落とさずに』回していくことである、という場合、それはとてもしっかりと理解できる」といった学習者の声は、社会教育の場における、価値や生活の問い直しを重視することのなかでこそ聞き取れる声に違いない。

3) 地域における新たな公共性を創り出す

男女共同参画社会基本法は、あくまで「基本法」として、女子差別撤廃条約の理念を日本国内に示す意味をもつが、その具体化は地方自治体における条例や行動計画など、地域に暮らし、働く人々の生活に根ざすことのなかから行われることが期待されてきた。このことは、女子差別撤廃条約が、政府に報告を課し、女子差別撤廃委員会における審議を通じた国内の状況の相対化とともに、国内で議論を喚起することで、当事者によって性差別撤廃が進められることが期待されてきたことと重なる。

実際に、女子差別撤廃条約の批准とその後に行われた議論を通じて、教育機会の均等が整備され、さらには、男女共同参画社会基本法が生まれ、多くの地方自治体では条例や行動計画が策定された。地域社会における新たな公共性は、確かに創出されてきたのであり、その根幹には人々の地域に関わる教育・学習が存在する（村田、2012）。

しかしながら、ここでいう「地域」は、地理的、物質的には限定されない。先の東北における被災地への支援において、学生復興支援団体である「Youth for 3.11」のなかから「女子大学生たちの復興支援への参加を応援するため」に“姉妹団体”「Girls for 3.11」が立ち上げられたが、このことについて、矢内琴江は、「復興支援への参加に女の子であることが不安材料となっているのならば、普段の生活の中ではどうだろうか。」「この不安はすでに私たちの普段の生活の中に潜んでいると考えることができるのではないか」と問う（矢内、2012）。何かを目の前にするとき、何かに取り組もうとするとき、問い直されるのはその当該の何かのみならず、私たちの日常であることがある。

ワーク・ライフ・バランス憲章を前にして、それを読み、理解し、「意識啓発」することは、地域で生き、働く人々が、男女共同参画社会づくりとしてのワークとライフの実質的なバランスを共同で生み出すとともに、いわゆる、「ワーク・ライフ・バランス」を超える地域社会のあり方を示すこととその支援となるはずである。ここにこそ、男女共同参画関連施設の啓発事業が担い得る社会教育の意義、男女共同参画関連施設の「教育化」の可能性があるとと言えるだろう。

おわりに

小論では、男女共同参画推進施設の「脱教育化」の現状を踏まえながら、幅広く行われる啓発事業を再び「教育化」していくことの意義と可能性について考究してきた。

第一節では、国際的な動向の中で女子差別撤廃条約の批准がなされ、それによる国内の変化が1999年の男女共同参画社会基本法の制定に結実したことを明らかにした。そして、男女共同参画社会基本法を一つの根拠にして、全国の地方自治体が拠点施設として男女共同参画関連施設を設置し、「広報活動等」が行われていることを確認した。

第二節では、上記の政策展開と関わりながら、複数の系譜で女性関連施設が設置され、女性関連施設ネットワークが形成されたこと、それらの施設の約7割が一般行政である首長部局の管轄であり、一般行政による啓発事業として理解されていることを明らかにした。そこから、教育と学習の位置付けをめぐって展開された議論を整理し、男女共同参画推進における「脱教育化」が起きており、そのことがもたらす問題点を明らかにした。

これを受けて第三節では、従来の「女性の社会参加」のための学習ではなく、男女共同参画に向けて男性を対象化するワーク・ライフ・バランス関連事業を取り上げ、男女共同参画推進事業にもたらしたインパクトを明らかにした。そのうえで、社会教育施設で展開されたワーク・ライフ・バランス関連事業を検討し、個人を対象にした「啓発」ではなく、他者との関係や集団の中での対話や、生活課題と政策課題とが学習者の中で結びつくような教育過程の構成など、ワーク・ライフ・バランス関連事業が教育的働きかけを伴って展開可能であることが示された。

最後に、第四節では、男女共同参画関連施設における啓発事業が再「教育化」するために必要な視点として、3点が指摘された。まず、ワーク・ライフ・バランスは、「女性の社会参画」推進を超えて、男性を含んでともに男女共同参画社会を実現するための課題であること、次に、ワーク・ライフ・バランスを学習課題に据える際、それは個人単位への「啓発」にとどまらず、個々のワークとライフの多様性と、それを共有する他者との関係の相対化を伴うものであり、価値や生活の問い直しを重視する教育事業でこそ可能となること、そして、地域で生き、働く人びとがワークとライフを問い直し、共同で生みだすことを促す教育事業は、地域における男女共同参画社会の実現を促進だけでなく、ワーク・ライフ・バランスを超える地域社会のあり方をめぐって新たな公共性の創出へとつながりうる、ということである。

啓発事業の「教育化」に関する議論をより精緻化していくためには、一般行政と教育行政、啓発事業と教育事業という形式的区分をこえて、個別の教育・啓発事業に内在する教育的働きかけや学習の実態を解明していく実証的研究の蓄積が不可欠である。より具体的には、男女共同参画関連施設が実施するワーク・ライフ・バランス関連事業が、啓発事業の中でどのように教育的な働きかけを有しているのかを捉えるために、実際の事業の場に身を置き、その教育的働きかけや学習の過程を描きだすためのアクション・リサーチが求められる。

注記

- 1 本稿では、男女共同参画社会基本法以前の関連施設を「女性関連施設」、同法以降のそれらを「男女共同参画関連施設」とする。「女性関連施設」の全ては同法を根拠法とせず、そのため、後者よりも前者が女性の利用に供する地域の施設としてはより包括的な言葉である。また、社会教育基本調査上、これらの多くが「女性教育施設」として位置づけられてきたが、地方自治体における所管や施設設置の経緯も多様であり、全国の施設についての把握の方法は今後の検討課題である。
- 2 国立女性教育会館「女性関連施設」データベース (<http://winet.nwec.jp/sisetu/> 2016年10月1日閲覧) より富永が作成。
- 3 上記データベースの一部である「実施事業検索」は、男女共同参画関連施設が行う事業を網羅する唯一の全国規模のデータベースであり、各施設による直接入力のほか、年1回のNWECによる定期調査(郵送調査)に基づいて構築されるものである。図1は、上記データベースより池谷が作成(2016年5月22日閲覧)。
- 4 表2・3は、上記データベースより池谷が作成(2016年9月30日閲覧)。

引用文献

- 飯島絵理「女性の学習と起業：男女共同参画センターにおける女性の起業支援の今日的意義」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第64集・第2号、2016年。
- 伊藤静香「女性関連施設とその変遷：男女共同参画施設と婦人教育施設」内藤和美・山谷清志編著『男女共同参画政策：行政評価と施設評価』晃洋書房、2015年。
- 金井淑子「ジェンダーと生涯学習：人権の視点からの女性のエンパワーメント課題」国立婦人教育会館『国立婦人教育会館研究紀要』第3号、1998年。
- 神田道子「男女共同参画時代の女性人材育成：社会的背景と学習課題」国立女性教育会館『NWEC実践研究』第1号、2011年。
- 志熊敦子「エンパワーメントと女性の教育・学習 国の婦人教育施策の系譜からみる」国立婦人教育会館『国立婦人教育会館研究紀要』創刊号、1997年。
- 矢内琴江「学生・ジェンダーの視点からの震災と復興」村田晶子編著『復興に女性たちの声を：「3・11」とジェンダー』早稲田大学出版会、2012年。
- 矢口悦子「女性センターを問う」下村美恵子・辻智子・内藤和美・矢口悦子『女性センターを問う：「協働」と「学習」の検証』新水社、2005年。

参考文献

- 浅野富美枝『みやぎ3.11「人間の復興」を担う女性たち：戦後史に探る力の源泉』生活思想社、2016年。
- 足立区女性総合センター編『男性改造講座：男たちの明日へ』ドメス出版、1993年。

池谷美衣子・富永貴公・井口啓太郎「社会教育における『労働と生活』の問題構成：公民館講座『ワーク・ライフ・バランスの生き方デザイン』受講者の記述から」『浜松学院大学研究論集』第11号、2015年3月。

下村美恵子・辻智子・内藤和美・矢口悦子『女性センターを問う：「協働」と「学習」の検証』新水社、2005年。

須藤八千代・土井良多江子編著『相談の力：男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店、2016年。

富永貴公・池谷美衣子・井口啓太郎「社会教育における『生活』概念の検討：現代的実践を切り拓くために」『東海大学課程資格教育センター論集』第14号、2016年3月。

内藤和美・山谷清志編著『男女共同参画政策：行政評価と施設評価』晃洋書房、2015年。

村田晶子「女性解放に向かう社会教育実践の組織化（その1）：『話し合い学習』の意義をめぐって」『早稲田大学教育学部学術研究（教育・社会教育・教育心理・体育編）』第34号、1985年。

村田晶子編著『復興に女性たちの声を：「3・11」とジェンダー』早稲田大学出版会、2012年。

Received : October, 5, 2016

Accepted : November, 9, 2016